

令和8年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度貝塚市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,704,756千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月24日提出

貝塚市長 牛尾 治朗

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		1,303,829
	1. 後期高齢者医療保険料	1,303,829
2. 使用料及び手数料		2
	1. 手数料	2
3. 繰入金		398,383
	1. 一般会計繰入金	398,383
4. 諸収入		42
	1. 延滞金加算金及び過料	35
	2. 雑入	7
5. 繰越金		2,500
	1. 繰越金	2,500
歳入合計		1,704,756

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		43,862
	1. 総務管理費	24,309
	2. 徴収費	19,553
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,657,244
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,657,244
3. 諸支出金		2,650
	1. 償還金及び還付加算金	2,650
4. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳出合計		1,704,756